

日本遺産「月の都 千曲」シンボルマークの届出について

令和3年6月28日
千曲市日本遺産推進協議会

日本遺産「月の都 千曲」シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の使用を希望する場合は、千曲市日本遺産推進協議会（事務局：千曲市企画政策部日本遺産推進室）に事前に協議のうえ、以下に沿って届出をお願いいたします。

1. 届出方法

- (1) 「日本遺産「月の都」シンボルマーク使用届出書（以下「届出書」という。）」に必要事項を記入し、千曲市日本遺産推進協議会へ提出してください。
- (2) 使用料について
シンボルマークの使用に対する使用料については、原則、無料とします。
- (3) 届出書は一つの商品等につき1枚必要です。商品等が複数の場合はお手数ですが、届出する商品等の数分を複写してご使用ください。
- (4) 商品等へ使用するパッケージ（案、イメージ）を必ず添付してください。

2. 使用期間

シンボルマークの使用期間は、届出日から当該日の属する年度の末日までとします。ただし、届出の期間満了後において、引き続き使用を希望される場合は、再度届出書を提出してください。

3. 届出書の確認

届出書の内容を確認した後、使用するシンボルマークのデータを届出書記載のメールアドレスに送付します。なお、確認の結果、使用が認められない場合もあります。

4. 商品等サンプル

商品等（製品）が完成したら、製品パッケージのサンプルを提出してください。

【問い合わせ先】

千曲市日本遺産推進協議会（事務局：千曲市企画政策部日本遺産推進室内）

〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地

電話：026-273-1111（内線4122） FAX：026-273-8787

E-mail：jh-suishin@city.chikuma.lg.jp